

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業の実施に関する方針等の訂正表(第1回)

令和元年8月23日に公表した「国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 実施方針及び要求水準書(案)」に関し、以下のとおり訂正する。

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
1	実施方針本文	9	28	第2 5(1)応募者の構成	<p>③ 応募企業又は応募グループは、契約締結までに本事業を行うためのSPCを会社法に基づく株式会社として設立することを基本とする。なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、次のアからイまでの要件を全て満たす場合をいう。</p> <p>ア 直近3期が債務超過でないこと。</p> <p>イ 経常収支が3期連続で赤字でないこと。</p> <p><u>ただし、SPCを設立しない応募グループが契約締結までに共同企業体を結成する場合は、協定書を締結するものとする。</u></p>	<p>③ 応募企業又は応募グループは、契約締結までに本事業を行うためのSPCを会社法に基づく株式会社として設立することを基本とする。なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、次のアからイまでの要件を全て満たす場合をいう。</p> <p>ア 直近3期が債務超過でないこと。</p> <p>イ 経常収支が3期連続で赤字でないこと。</p> <p>削除</p>
2	実施方針本文	14	27	第2 5(4)工事企業の参加資格要件	<p>② 平成16年4月1日以降に、元請けとして、完成・引渡し完了し、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型JV(異工種JV)の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。</p> <p>・同種工事として、供用中の道路法上の道路(国道・都道府県道・市町村道のいずれか)で車線減少を伴う交通規制を実施し、かつ電線共同溝若しくは情報ボックス類の地中化工事を施工した実績を有すること。</p>	<p>② 平成16年4月1日以降に、元請けとして、完成・引渡し完了し、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型JV(異工種JV)の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。</p> <p><u>経常建設共同企業体にあたっては、いずれかの構成員が、平成16年度以降に元請けとして下記に示す同種の工事を施工した実績を有すること。</u></p> <p>・同種工事として、供用中の道路法上の道路(国道・都道府県道・市町村道のいずれか)で車線減少を伴う交通規制を実施し、かつ電線共同溝若しくは情報ボックス類の地中化工事を施工した実績を有すること。</p>
3	実施方針本文	20	10	第4 2 本施設の計画に関する事項	<p>電線共同溝等は、電力管路、特殊部、舗装等で構成され、通信・電力管路に敷設される通信・電力ケーブル、トランス等の地上機器は含まない。</p>	<p>電線共同溝は、電力管路、通信管路、特殊部、舗装等で構成され、通信・電力ケーブル、トランス等の地上機器は含まない。</p>

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
4	要求水準書(案) 本文	33	27	第3 5(2)提出書類	<p>1) 本整備工事において提出する書類は、「特仕」第3編3-1-1-15に示す書類及び下記のとおりとし、提出時期も以下のとおりとする。ただし、提出する書類等については中部地方整備局と協議して決定する。</p> <p>① 施工計画書・・・契約後30日以内(※)</p> <p>② 工事打合簿(指示・承諾・協議・提出・報告・届出簿)・・・必要の都度</p> <p>③ 施工体制台帳及び施工体系図・・・当該工事着手日以前</p> <p>④ 品質管理図表・・・中間・既済・完成検査時</p> <p>⑤ 出来形管理図表・・・中間・既済・完成検査時</p> <p>⑥ 各種台帳(植栽・照明・防護柵・標識・橋梁・舗装・品質記録保存資料)・・・工事完成時</p> <p>⑦ その他中部地方整備局が必要と認めた資料・・・中部地方整備局が指示した日</p> <p>⑧ 変更施工計画書・・・必要の都度</p> <p>⑨ 施工体制台帳及び施工体系図の変更・・・必要の都度</p> <p>⑩ 再生資源利用促進計画書・・・当該工事着手1週間以内</p> <p>※ただし、ISOモデル事業の場合は、90日以内。</p>	<p>1) 本整備工事において提出する書類は、「特仕」第3編3-1-1-15に示す書類及び下記のとおりとし、提出時期も以下のとおりとする。ただし、提出する書類等については中部地方整備局と協議して決定する。</p> <p>① 施工計画書・・・契約後30日以内(※)</p> <p>② 工事打合簿(指示・承諾・協議・提出・報告・届出簿)・・・必要の都度</p> <p>③ 施工体制台帳及び施工体系図・・・当該工事着手日以前</p> <p>④ 品質管理図表・・・完成検査時</p> <p>⑤ 出来形管理図表・・・完成検査時</p> <p>⑥ 各種台帳(植栽・照明・防護柵・標識・橋梁・舗装・品質記録保存資料)・・・工事完成時</p> <p>⑦ その他中部地方整備局が必要と認めた資料・・・中部地方整備局が指示した日</p> <p>⑧ 変更施工計画書・・・必要の都度</p> <p>⑨ 施工体制台帳及び施工体系図の変更・・・必要の都度</p> <p>⑩ 再生資源利用促進計画書・・・当該工事着手1週間以内</p> <p>※ただし、ISOモデル事業の場合は、90日以内。</p>